(五)　設置場所　本灯の東北東方約三一四六メートル及び南西方約三四四メートル
(六)　記事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している。

二　関西エアポート株式会社管理

変更年月日　平成二十八年四月一日
名称　大原航路第二号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南南西方約七・二キロメートル
北緯　二四―一八―二七
東経　一二四―〇四―五〇
変更した事項　竹富島南西方灯標
名称
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南南西方約七・六キロメートル
北緯　二四―一八―一一
東経　一二四―〇四―三一
塗色及び構造　黒色円すい形頭標二個（縦掲、底面対向）付　黒地に黄横帯一本塗　柱形
灯質　群急閃白光　毎一〇秒に三急閃光
光度　実効光度五カンデラ
光達距離　一・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで五・七メートル

変更年月日　平成二十八年四月五日
名称　大原航路第四号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約七・六キロメートル
北緯　二四―一八―一一
東経　一二四―〇四―一六

変更した事項　小浜航路第一号灯標
名称
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約七・八キロメートル
北緯　二四―一八―一五
東経　一二四―〇四―〇六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　柱形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度五カンデラ
光達距離　一・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル　平均水面上から灯火まで五・三メートル

変更年月日　平成二十八年四月五日
名称　坂出コスモ石油シーバース灯
位置
所在地　瀬居島三角点（香川県坂出市）の西北西方約一・七キロメートル
北緯　三四―一一―四三
東経　一三三―五〇―一四

変更した事項
記事
(一)　附属施設
イ　灯質　モールス符号白光　毎一四秒にU（・・―）
ロ　光度　実効光度二二〇カンデラ
ハ　光達距離　六・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで一二メートル
ホ　設置場所　本灯の北東方約二〇〇メートル及び本灯の南西方約二三〇メートル
ヘ　記事　副灯一個は、本灯に同期している。
(二)　レーダー反射器
二　コスモ石油株式会社坂出製油所管理

変更年月日　平成二十八年四月七日
名称　名洗港銚子マリーナ北防波堤灯台
位置
所在地　千葉県銚子市（名洗港北防波堤外端）
北緯　三五―四二―一八
東経　一四〇―五〇―一一

変更した事項
名称　名洗港銚子マリーナ南防波堤灯台
位置
所在地　千葉県銚子市（名洗港南防波堤外端）
北緯　三五―四二―一八
東経　一四〇―五〇―一一

記事
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル

補正

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３７２号

大阪市西区江戸堀１丁目20番１号
債務者　間手原栄理
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　了爾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７４号

大阪市住吉区苅田５丁目11番14―607号
債務者　氏林多加子
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖山　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７５号

大阪府東大阪市後徳町３丁目７番32―302号
債務者　太田　昭広
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村本　純子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０２号

福岡県糸島市前原駅南１丁目３番22号
債務者　泉岡　良春
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　定伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０８号

大阪府枚方市東山２丁目７番地（404）
債務者　北原　昭司
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部